

広島市規則第 33 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市映像文化ライブラリー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市映像文化ライブラリー条例施行規則の一部を改正する規則

広島市映像文化ライブラリー条例施行規則（平成 17 年広島市規則第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号ア中「月曜日（その日が 8 月 6 日に当たるときは、その日を除く。）」を「毎月の第 2 月曜日」に、同号アただし書中「月曜日」を「その日」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同項第 2 号ア中「火曜日」を「月曜日」に、「土曜日」を「金曜日」に、「午後 8 時」を「午後 9 時」に改め、同号イ中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に、「午後 5 時」を「午後 6 時」に改め、同条第 2 項中「第 6 条」を「第 12 条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改め、「の指定管理者」の右に「（以下「指定管理者」という。）」を加える。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「第 7 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用の許可の手続）

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第4条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用日の3か月前の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、条例第4条第1項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。
- 4 条例第12条第1項の規定により映像文化ライブラリーの管理を指定管理者に行わせる場合における第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。